

産地パワーアップ事業（同一品種の改植）

予算がなくなり次第終了

樹園地の若返りのための植え替えができる事業が、実施されます。

老木園の植え替えを支援することができるのは、**本事業のみ**です。この機会に園地の若返りを図りませんか。
果樹経営支援対策事業とは別の事業となります。

なお、予算がなくなり次第終了となりますのでご注意ください。

対象品目 品種は※参照	改植 補助額及び補助率	未収益期間における栽培管理 補助額	補助総額
みかん、中晩かん類※ ¹	23万円/10a	22万円/10a	45万円/10a
主要果樹※ ²	17万円/10a		39万円/10a
その他果樹※ ³	1/2以内		1/2+22万円/10a

※¹ みかん [宮川、興津、向山、林]、中晩かん類 [清見、不知火、はっさく、ポンカン、じゃばら、ゆず]

※² うめ [古城]、かき [富有]、もも [日川白鳳、白鳳、清水白桃、川中島白桃]、

すもも [大石早生、サンタローザ、ソルダム]、キウイフルーツ [ヘイワード]、びわ [茂木]

※³ さんしょう [ぶどうさんしょう]

■本事業の実施には、取組農家5戸以上または1ha以上の実施面積が必要です。

■改植を実施する園地は、1カ所あたり地続きでおおむね2a以上であることが必要です。

■取組目標(販売額の10%以上アップ)を設定することが必須です。

■青色申告書等の販売額が確認できる書類が必要です。

詳しくは、農林振興課(橋本市農業再生協議会 事務局)までお問い合わせください。

(TEL: 0736-33-6113)